

議案第 88 号

外手児童館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

外手児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、外手児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
外手児童館	東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 19 号 社会福祉法人雲柱社 理事長 服部 榮	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

外手児童館の指定管理者を指定する必要がある。